

【注意喚起】成績評価の確認について

『履修の手引き』に記載のとおり、「成績評価の確認」は、成績評価が不可・不合格・欠席の科目で、明らかに担当教員の誤りであると思われる場合のみ申請することができる制度です。

救済を求める制度ではありません。

制度の趣旨から逸脱した内容の申請が多く見受けられます。

みなさんの節度ある行動を求めます。

※なお、成績評価に関して、「成績評価の確認」によらず、教員に直接連絡を取ることは認められていません。

平成30年3月
教養学部教務課前期課程